

令和4年度  
東京都庭園美術館美術資料収蔵委員会  
評価部会

令和5年1月26日(木)  
東京都庭園美術館 新館2階会議室

午後 1 時 56 分開会

**大森文化施設担当課長**：本日、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから令和 4 年度東京都庭園美術館美術資料収蔵委員会の評価部会を開催いたします。

私は、東京都生活文化スポーツ局の文化振興部文化施設担当課長の大森と申します。よろしく  
お願いいたします。本日、司会を務めさせていただきますので、よろしく  
お願いいたします。

まず、本日御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。私から向かって左の席から御紹  
介させていただきます。

中島良司委員でございます。

天野知香委員でございます。

長佐古美奈子委員でございます。

橋本優子委員でございます。

よろしく  
お願いいたします。

なお、竹内委員につきましては、事前に御欠席との御連絡をいただいておりますので、御報告  
させていただきます。

続きまして、事務局職員を御紹介いたします。

東京都庭園美術館副館長の牟田でございます。

同じく庭園美術館事業係長の森でございます。

よろしく  
お願いいたします。

最初に、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

まず、会議次第がございます。次に、資料 1 から資料 5 までの資料及び評価表がございますの  
で御確認ください。

右上に資料の番号が振ってありますけれども、資料 1 番、東京都庭園美術館美術資料収集方針、  
資料 2 が令和 4 年度東京都庭園美術館収集候補作品一覧表、資料 3、作家・作品説明書、資料 4、  
東京都庭園美術館美術資料収蔵委員会設置要綱、資料 5、評価部会委員名簿、資料の番号は振っ  
ていないんですけれども、評価部会評価表がございます。

よろしいでしょうか。もし過不足ありましたら、職員までお申しつけください。

なお、配付いたしました資料につきましては後ほど回収させていただきますので、御承知おき  
ください。よろしく  
お願いいたします。

今回の美術資料収蔵委員会なんですけれども、収集部会と今回の評価部会がございまして、収  
集部会のほうは、作品が庭園美術館の収蔵品としてふさわしいか否かについての意見交換を行っ  
ていただく部会ですけれども、今回の評価部会は、庭園美術館の収蔵品としての作品価値を、各  
作品価格を個別の委員の方々に御評価いただくといった趣旨のものでございます。

今回、当評価部会にお諮りする案件につきましては、本日の午前中に開催いたしました収集部  
会にて、収蔵するのが適当であるという御意見をいただきましたので、御報告させていただきます。

議事の公開に関してなんです、評価対象資料の価格評価に関する議事、今回の評価部会は

「東京都庭園美術館美術資料収蔵委員会設置要綱」第 10 の規定によりまして、非公開とさせていただきます。

当部会の議事録なんですけれども、同要綱第 10 の第 2 項の定めに従いまして、美術資料収集決定の後、公開を予定しております。公開に当たりましては、委員の皆様には、個人情報など公開に差し障りのある内容はないか、追って確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、収集作品の説明をお願いいたします。

**牟田副館長：** それでは、事務局より今回の収集作品について御説明をいたします。

本日、皆様に評価をお願いする作品は、購入案件のみ 3 点でございます。

作品の詳細につきましては、後ほど個別に御説明をさせていただきますが、まず、午前中の収集部会におきまして収集にふさわしいとご意見をいただきました、その際の観点でございます当館の収集方針について、いま一度御確認をさせていただきます。

お手元の資料 1 を御覧ください。東京都庭園美術館美術資料収集方針でございます。

東京都庭園美術館の美術資料の収集に当たって、その方針を定めることで、首都東京、国際都市東京の美術館にふさわしい美術資料の収集を図るということを前提といたしまして、まず 1 番、収集の基本的な考え方でございますが、館は、歴史的な価値を有する建造物である旧朝香宮邸を保存し、及び公開するとともに、その建物及び庭園を生かして美術作品等を展示することにより、もって都民の教養並びに学術及び文化の発展に寄与するため設置されている。この設置目的を果たすため必要な美術作品等を収集するとしております。

収集対象でございますが、アからエまでの各項目を対象としております。

まず、アでございますが、旧朝香宮邸旧蔵資料及び美術資料。イといたしまして、旧朝香宮邸建設に関わったアーティスト及び団体が制作した美術資料。ウ、アール・デコ様式との関連を有する美術資料。エ、建物公開及び庭園公開事業で必要とされ、芸術的、資料的価値が高いと認められる美術資料。

続きまして収集分野でございますが、こちらにつきましては、アの絵画からケのその他までに分類をしております。

ここで、当館ならではの区別をしておりますので、簡単に御説明をさせていただきます。

アからケまでの分類の中で、クの資料というものがございます。この「資料」に分類されるものは「旧朝香宮邸又はアール・デコに関する書籍・資料、装飾物・建材等」となっておりますけれども、例えば朝香宮家旧蔵のお品であったりとか、旧朝香宮邸にかつて所在していた建具ですとか家具といったようなものにつきましては、そのもの独自の属性、つまり絵画であっても家具であっても、全てこのクというところに分類をいたしております。明確にその他の直接的に旧朝香宮家あるいは旧朝香宮邸と由来を異にするものにつきましては、都は区別をしております。

ちなみにこの 2 番の収集対象と 3 番の収集分野でございますけれども、お手元でございます資

料2及び3、収集方針というところに、それぞれ2のウですとか、3のエといったような表記がございますが、これは、それぞれ収集対象がどれに当たるか、収集分野がどこに分類されるかというこの識別記号でございますので、御参照いただければと思います。

続きまして4番の収集方法でございますが、収集は、購入、寄贈及び寄託等によるものとするとしております。ちなみに今回は購入案件のみでございます。収集に当たっては、学識経験者を中心とした「東京都庭園美術館美術資料収蔵委員会」の意見を聴くものとするとしております。

また、別紙でございますけれども、こちらが令和4年度東京都庭園美術館における収蔵品購入における方針についてということで定めております。

東京都庭園美術館の収蔵品の収集は「東京都庭園美術館美術資料収集方針」に沿って行うことを原則とする。今回定める方針は、令和4年度の収集の具体的方向性を示すものであるといたしまして、1、「東京都庭園美術館美術資料収集方針」に則り、東京都庭園美術館における美術資料のコレクションをより充実させる観点で収集を図ること。2、首都東京の庭園美術館にふさわしいコレクションを形成するため、芸術的、資料的価値が高い作品を対象とする。条例に規定される旧朝香宮邸の公開に際し、都民に対してより充実した展示環境を提供するための美術資料等に焦点を当て計画的に収集を行う。3、国内唯一のアール・デコ様式の専門館として同時代の装飾様式を中心に据え、美術資料の充実をもって都民の知的関心に応えとともに、この分野の調査・研究に資することを目的とするとしております。

午前中の収集部会におきまして、これらの観点から御評価をいただき、収集対象とすべきであるという評価をいただいております。

続きまして、個別の今回候補になっております作品の御説明に当たらせていただきますが、お手元の資料2及び3を御覧いただきまして、詳細につきましては事業係長の森より御説明させていただきます。

**森事業係長：**個別の作品についての説明をさせていただきます。

こちらのA3の横の用紙のほうを御覧ください。

全部で今回3点ございまして、まず1点目ですね。No.1のところです。

まず最初は「貴重な庭園」、レイモンド・シャメゾンの作品です。作者名レイモンド・シャメゾンと表記してございますけれども、より正確にフランス語で書くとするならば、恐らくレイモン・シャルメゾンとなると思います。そのあたり、すみませんが読み替えて御覧いただけたらと思います。

こちらは、シャルメゾンの貴重なプレート集です。作者であるシャルメゾンは、20世紀前半に活躍をしたフランスの風景画家で、実在する公園、庭園を研究し、油彩による風景画も多数残している作家です。この作品群は、この作品は、庭のデザインのプランのようにも見えるプレート集で、ポショワール技法を用い、摺師であるジャン・ソデと共同で制作されたものです。1919年に発行されております。本作品にはエディション161という記載がございまして、発行部数は全部で300でした。

表紙や序文、そのページに続きまして、それぞれに異なる庭園の風景のプレートが8種類入っております。そのプレートには、トロピカルな植物や果実、パーゴラに咲き誇る花々、小さな池や噴水、そして古代風の彫刻など、様々なモチーフが繰り返し表れたりモチーフが組み合わせられて、まるで地上の楽園のような理想郷のようなイメージを形成しています。シャルメゾンの独創的な色彩感覚と繊細な感性が直截に伝わるプレート集になっています。100年以上も前のポショワールではございますが、色彩は今もなお鮮やかでコンディションも良好なものです。非常に面白いモチーフの組合せにもなっておりますし、至近距離で一点一点ディテールを丁寧に鑑賞したくなる魅力ある作品と言えます。

当館には、皆様も御存じのように本館1階にアンリ・ラパンによる壁画がございます。このシャルメゾンの作品群と共通するテイスト、モチーフで構成された庭の風景を本館で見ることができます。シャルメゾンの本プレートは、同時代の先行例として、本館の内装デザインの意味やテーマをさらに深く追求するためには必要不可欠な資料と言えると思います。ちょうど今年の秋に、当館の40周年記念として開催が予定されている展覧会がありまして、テーマは「庭園芸術とアール・デコ」となっております。アール・デコ時代の庭園芸術という日本ではまだ十分には紹介されていないジャンルを取り上げる本展においても活用が期待される作品となっております。

収集方針、2のウ、3のエと入っておりますけれども、アール・デコ様式との関連を有する美術資料に該当する作品です。

同一作家の取引事例としては、こちらに、現在の海外における流通価格を参考までに記載してございます。また、他館の事例としては、メトロポリタン美術館ほか海外での収蔵事例がございます。

では、次は2番目の作品に移ります。

次は、エドゥアール・ベネディクトゥスの「ヌーヴェル・ヴァリアシオン」です。

ベネディクトゥスは、画家、作曲家、デザイナー、発明家、編集者など多様な分野で活躍をした人物です。1878年に生まれ1930年に亡くなりますが、特に第一次大戦後は装飾美術の仕事、特にファブリック、壁紙、カーペットのデザインを数多く手がけるようになりました。

この「ヌーヴェル・ヴァリアシオン」は、1920年代末に発行された彼のデザインの図案集です。動植物など自然の形象を取り込んだモチーフが、色鮮やかにポショワールの技法によって表現されているものです。プレートの数は全部で20枚ですが、1枚の中に複数の図案が入っておりまして、総数は75種類の多様な展開を見ることができます。時代の記念碑とも言える、目に楽しく華やかな作品集です。

当館にとってベネディクトゥスという作家は、本館2階の殿下居間のカーテンや壁紙などのデザインにつながる重要な作家です。本館建築の起源とも言える1925年のアール・デコ博覧会にも参加し、アンリ・ラパンとともにフランス大使館のパピリオンの内装も手がけています。当館にとっては継続的な研究と紹介が必要な重要作家でもあり、本作品の数年後に制作された作品集「ルレ」も当館で所蔵しております。2つを併せて所蔵することにより、1920年代から30年に向かう時期のデザインの動向、具象的自然主義的な要素から次第に幾何学的抽象へと向かう時代

の傾向を、一人の作家の作品集を通してダイレクトに伝えることができる貴重な作品であり、今後さらに建物公開展、アール・デコの展覧会、さらにはデザインの歴史をひもとく展覧会などに広く活用が期待できます。現在開催中の「機能と装飾のポリフォニー」においても、ベネディクトゥスのこの図案集は展覧会の重要な要素として紹介しております。

収集方針としては、2のイ、3のエとなっております。旧朝香宮建設に関わったアーティストが制作した美術資料に該当するものです。

同一作家の取引事例としては、「ルレ」の作品集の事例を載せてあります。

また、他館の収蔵状況に関しては、文化学園大学の図書館が所蔵しております。

次に、3番目の作品です。3点目はルイ・ヴィトン社の「ワードローブ・トランク」です。

ワードローブ・トランクは、広げて設置すると洋服をしまっておけるクローゼットのような形に変化するもので、旅先に自分のワードローブをそのまま持って行けるという夢のトランクとして非常に人気があり、旅行時代、大衆が旅行するようになった時代の到来とともにルイ・ヴィトン社が製作を開始し、時代のセレブが愛用してきたものです。今でもほとんど型が変わらず生産もされていると聞いております。

今回収蔵の対象になっている「ワードローブ・トランク」は、朝香宮自身がパリでオーダーしたものと伝えられています。実際に当館には、朝香宮が購入した記録が当時のレシートをつづった受領証の中に残されております。そこに、1924年7月18日付で、パリのシャンゼリゼ通りにあったルイ・ヴィトンでワードローブ・トランクと、そしてシューズケースを購入したという記録が認められます。長らくこのトランクの行方を当館では探しておりましたが、このほどやっと所在が分かりまして、実物を確認するに至りました。来歴の確かさや、朝香宮のイニシャルがトランクにあること、さらに日本のルイ・ヴィトン社にも確認をしていただきまして、ルイ・ヴィトン社のものに間違いがないということも確認が取れております。以上から、これが朝香宮がパリで購入したトランクであると、当館では判断しております。

このトランクは、人々の生活を豊かに彩る「かばん」という文化的な価値とともに、庭園美術館にとっては朝香宮自身が所有していたという歴史的な価値も有したものであり、今後さらなる調査を踏まえまして活用の機会が期待されますし、既に昨年秋に当館で開催された「旅と想像／創造」展においても、1900年代の初めの旅の在り方を示すアイコンとして展示をさせていただいております。

収集方針としては、2のア、3のク。旧朝香宮邸旧資料及び美術資料に該当するものになっております。

同一作家の取引事例としては、古いものではないんですけれども、現行品、ルイ・ヴィトン社の現行モデルに関しては出ておりました。

他館の収蔵例はございません。

以上、作品の説明はこちらで終わります。

**大森文化施設担当課長**：ありがとうございます。

それでは、検分の後にお時間も取ってはあるんですけども、現段階で何か資料に関しての御

質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これから作品の検分をしていただきたいと思いますので、会場を移してお願いいたします。

( 委員離席 )

( 作品検分 )

( 委員着席 )

**大森文化施設担当課長**：ありがとうございました。

それでは、作品御覧いただいて何か御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。お願いします。

**中島委員**：一つ、よろしいでしょうか。

今回の委員会には直接関係ないんですけども、寄贈に当たって、その受け入れる条件といたしますか、もちろん収集方針にのっとった作品でなければいけないことは分かるんですけども、何か条件がありましたらお聞かせいただきたい。

**牟田副館長**：基本的には、収集方針に沿ったものであれば、購入である、寄贈である、寄託であるというのは、あくまでもそれを取得するための方法でありますので、収集方針に沿ったものであれば特に、これはいい、これは駄目ということはございません。

ただ、同じように、有識者の方をお招きしてご意見をいただいて、ということになりますけれども。

**橋本委員**：今回は、寄贈はなかったんですね。

**牟田副館長**：ございませんでした。

**橋本委員**：すばらしいと思います。寄贈でもいいものって入ってくる。

特に幸いなことに、アール・デコの時代というのは寄贈としてまだ残っているものなんです。なので、よく調査をされて、多分、展覧会をされるとお借りしたり調査されますよね。そこから寄贈に持っていくと、非常に豊かに、まだできる年代ですね。これが例えば世紀末とかアーツ・アンド・クラフツぐらいまで遡ってしまうと、もう品物がないということになるんですよ。20年代、30年代というのはまだまだありますので、頑張って寄贈でもいいものを拝見できればと思っております。

私たちもお借りしたり、お貸ししたりということをやりますからね。

**牟田副館長**：はい。もうそろそろ世代交代のタイミングを経て、お持ちであっても、それがどういったものかというのが御存じない方も結構出てきていらっしゃるように思うんです。特に宮家の関連のものに関しては、ですから、それをやっぱり我々も積極的に情報を発信して、こういうものを収集していますとかという情報、メッセージを発していく必要があるのかなとは思っております。

**大森文化施設担当課長**：よろしいでしょうか。

それでは、お手元の評価表について御説明させていただきたいと思います。

まず、評価表に金額を記載していただきまして、御署名いただきたいと思います。

評価額の最高価格と最低価格を除いた残りの平均値を評価額とさせていただきます。金額は税込みのものを御記載ください。

評価方法について、何か質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お手元のボールペンで御記入をお願いしたいと思います。

御記入が終了した方は挙手いただければ、係員のほうが取りに伺いますので、よろしく願いいたします。係員による確認後、お声がけいたしますので、そのまま御退席いただいて構いませんので、確認の完了をもって委員会終了というふうにさせていただきます。

なお、冒頭で説明させていただきましたけれども、本日の評価部会の議事録については、改めて申し上げます。当部会の議事録は資料収集決定後に公開を予定しています。事前に個人情報ですとか内容確認ということで御連絡はさせていただきますので、改めてよろしくお願いいたします。

また、お配りした資料一式は回収させていただきますので、そのまま机の上に置いたままにしていいただければと思います。よろしくお願いいたします。

( 委員評価表記入・回収 )

午後 3 時 04 分閉会

以上